

平成25年4月11日

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
会長 宮島喜文 様

渉法問題対策委員会
委員長 小沼利光
副委員長 高城靖志
委員 奥田 勲
上原昭浩
大塚喜人
神山清志
小山正晴
萩原三千男
林 亮
横山一紀
下田勝二
担当理事 下田勝二

渉法問題対策委員会報告（中間取りまとめ）

昭和46(1971)年、衛生検査技師法の一部改正の下、新たに「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」が施行された。このとき「臨床検査技師」が誕生し、この法律改正に伴う政令改正により、人の体に直接接触することのできる生理学的検査8項目と採血業務が臨床検査技師の制限業務として認められたものの検体検査の業務制限の記載はなかった。この時を境に法改正への意欲が益々強くなり、平成元(1989)年6月法改正運動推進本部を設置するも臨床検査技師の身分に関わる新たな法改正は生理学的検査項目の一部が追加(平成5(1993)年4月5項目、9月2項目、平成10(1998)年1項目)されるにとどまり遅々として進まなかった。

その後、平成11年1月日本臨床検査技師連盟を起ち上げ積極的に政治活動を行うなど法改正運動に取り組んだ結果、技師法本体の改正が平成17(2005)年4月に行われた。さらに附帯決議とはいえ、一部業務制限ととれる表現も加え、新たな法改正に向けての足がかりを作ることとなった。

この間、今年で42年の歳月が経ったわけである。言うに及ばず医学の進歩は飛躍的に進み、行政の動きも「チーム医療推進」「診療支援」「グレーゾーン」と言葉だけが先行し中味の伴わない論議が進まざるを得ない状況になっている

今回、本会では標記委員会を起ち上げ、臨床検査技師を取り巻く環境の中でのグレーゾーンの洗い出しを行い、臨床検査技師として可能な業務を明確にし、不明確な部分は、より積極的に可能となるよう行政に要望していく基盤づくりとして会員各位から実態調査を行うと共に、その資料を下に検討を重ねた。下記の通りとしてその結果について中間取りまとめを行ったので報告する。

記

I. 委員会の開催

第一回会議 平成24年10月4日 臨床検査技師会館
第二回会議 平成24年10月31日 参議院議員会館2階議員第一会議室
第三回会議 平成25年3月1日 臨床検査技師会館

II. 医師、看護師等と協議の上、十分に理解を求め、積極的に取り組んでいくべき業務

1. 生理検査業務に関わる事項

- ①針筋電図の実施（但し、体幹を除く）
- ②経肛門下超音波検査の実施（プローブを肛門より挿入）
- ③肛門内圧検査の実施（圧力トランスデューサーを肛門より挿入）
- ④肛門知覚検査の実施（バルーンを肛門より挿入）

2. 耳鼻咽喉科領域に関わる事項

- ①自記オージオメトリー検査の実施
- ②ティンパノメトリー検査の実施
- ③耳小骨筋反射検査の実施
- ④耳管機能検査の実施

3. 眼科領域に関わる事項

- ①視力検査、視野検査、眼圧力検査、屈折率測定検査
- ②眼底写真撮影時の散瞳薬、縮瞳薬の点眼
- ③矯正視力検査の実施

4. 診療の補助業務に関わる事項

- ①穿刺針の抜針（主たるものは持続血糖モニタ装置の取り外し時）
- ②口腔内の喀痰等吸引
- ③検査のための経口による薬剤投与（主たるものは尿素呼気試験、脳波検査時の睡眠導入薬など）
- ④末梢静脈ラインの確保とヘパロック（救急に限る）

針の穿刺、点眼等、ともすると侵襲性を伴う行為も含まれていることから臨床の現場では、十分な理解を求める必要がある。また、一定の実績を積み上げ法律の改正を得ることも重要であると考ええる。

III. グレーゾーンとして臨床検査技師が行っても可となるよう法改正を推進する業務

1. インフルエンザ等の診療の補助行為として、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液の採取
2. 微生物検査を目的とした診療の補助行為として、スワブを用い肛門部から便の直接採取、表在組織から膿、表皮粘膜などの直接採取、白癬菌等の検出を目的とし手足指から表皮の直接採取
3. 緊急時、救命救急の一環として、静脈ライン、動脈ライン、取り分け三方活栓からの採血

これらの項目はその行為そのものに危険が有るものではない。十分な訓練を積んだ後であれば、臨床検査技師が行って危険が有るものではない。早急に法改正を進め法律によって担保された行為として周知できるよう願いたい。

IV. 医行為の範疇でグレーゾーンとして逸脱する業務

1. 動脈からの採血
2. 組織診・細胞診・の「診断」行為
3. 超音波検査取り分け画像診断と呼称される「診断」行為
4. 脊髄誘発電位の針電極の装着

医行為の範疇である診断行為に踏み込むことは臨床検査技師に許されている行為ではない。また、採血の部位としては看護師にすら認められていない動脈からの採血を行うことは、著しい危険を伴うことから意識的に避けるべきである。

以上